◆市民コメント募集期間:令和3年1月8日(金)~2月8日(月) ◆対象者:市内に在住・在勤・在学の人 ◆意見数(人): 65件( 11人[持参5人 郵送0人 メール5人 FAX1人 ])

上尾市教育委員会教育総務部図書館

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	上尾巾教育委員会教育総務部図書館 市の考え方(回答)
1	_	_		該当項目無し	(項目・ページはありませんが) 上平に7,200平米の敷地が分館用地としてあります。第1次計画では新図書館=第二図書館施設構想もありました。市民の税金で購入した土地です。となりのさいたま市に負けない地域図書館を計画しましょう。	ご意見は、参考とさせていただきます。 現在、上平地区複合施設検討委員会で基本構想の検討が進められております。この中で、本計画の基本方針 に沿って取り組んでまいります。
2	_	_	_	その他または計画全体		ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、今後の施設の改修や図書館網の整理については、市の公共建築物の計画の中で公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいくものとしており、本館の今後についてもこの中で検討してまいります。
3	ı	ı	ı	その他または計画全体	貸出頻度が少なすぎる施設は縮小も検討してください。受渡し特化施設にするとか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、今後の図書館網の整理については、市の公共建築物の計画の中で公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいくものとしており、各施設の取り扱いについてはこの中で検討してまいります。
4	-	_	I	計画自体	「第3次上尾市図書館サービス計画(以下、『計画案』)」は、第4次・第5次計画へと続く流れの中にあるという意味で、次代に繋げる役割を負っています。同時に本計画に関心を寄せる人々、すなわち、図書館の利用者、市民、市教委や市役所の職員、あるいは他の自治体の図書館関係者などを対象として「計画案」は作成されていると思われます。図書館奉仕(サービス)について、現在上尾市図書館が抱えている課題とは、二つの問題に収斂されるのではないでしょうか。その一つ目は「スタッフの配置と業務の棲み分け」です。現状では『図書館法(以下、『法』)』で謳われる専門的職員、すなわち職名としての司書や司書補が配置されていないこと、カウンター業務など一部の奉仕について外部(民間企業、単年度契約)に委託していますが、それは上尾市図書館における「基幹業務」と「非基幹業務」とは何か、その棲み分けをどうするかという問題でもあります。厳しい指摘になると思いますが、カウンター業務は、最も利用者のニーズ等を把握できる図書館奉仕であり、そうした業務を担わない職員が図書館のサービス計画を策定すること自体、上尾市図書館として自己矛盾に陥る可能性は否定できません。二つ目は「施設」についてです。とりわけ本館は「もう少し広く、様々な取り組みが出来るスペースがほしい」「開架の状態で所蔵資料が探せるようにしたい」等は、スタッフ・利用者に共通する要求であると思います。つまり、多くの人々が「本館を何とかしてほしい」と願っているといっても過言ではありません。以上指摘したことは、図書館職員の方々にとっては百も承知のことかもしれませんし、ジョブローテーションで図書館に配属されてから司書の資格を取得し、専門的業務に近づきたいと前向きに考えている職員の方もおられるでしょう。日々の業務や運営のあり方について忸怩たる思いでいるであろうことは十分承知したうえで、『計画案』についての意見を述べます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館を取り巻く環境やサービスに対する市民のニーズは、時代とともに変化しております。本計画は、上尾市が設置する図書館に対して様々なご意見があることを十分認識したうえで、10年後の将来像を見据えながら取り組むための図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針として策定するものです。今後、ご意見に留意しながら、しっかりと計画の実行に努めてまいります。
5	-	-	-	計画自体		ご意見は、参考とさせていただきます。 新図書館の見直しについて、様々なご意見があることは認識しております。本計画では、この見直しも含めたこれまでの実績を踏まえ、図書館の10年後の将来像の実現を目指していきたいと考えております。
6	I	I	I	指定管理者制度	巾の計画では、指定官理者との又面があるが、コストも含めてららにソフトすべきではないのか。 	ご意見は、参考とさせていただきます。 指定管理者制度の導入は、良質な図書館サービスを提供するための効率的かつ効果的な運営手法として、選 択肢の一つであると認識しております。行政改革の取り組みと連携しながら、本計画を推進する中で、より良い 運営方法について議論を重ねていきたいと考えております。
7	-	-	1	「アンケート調査」	アンケート調査報告を議員にしたが、初めて見た様子であった(半年前にお知らせにあったのに)。座談会の件は、中止?になったようだが、誰も(議員、協議会委員)発言がない。コロナ禍といっても、努力くらいはしていただきたい。	
8	_	1章	1	1.計画の背景 1.2.本計画策定の経緯		新図書館の見直しとそれに伴う本館の現状について、様々なご意見があることは認識しております。本計画では、この見直しも含めたこれまでの実績を踏まえ、図書館の10年後の将来像の実現を目指していきたいと考えております。
9	-	1章	1	3次計画の位置付け	第2次図書館サービス計画(概要版)(h28-32)の末尾には12項目の数値目標がありましたが、今回はありません。目標は後の評価のために不可欠ですが、目標を立ててもどうせムリだからと諦めたのですか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けており、計画の評価方法など進行管理等については、第4章で示ししているものと考えております。

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
10	) –	1章	1	1.計画の背景 1.1.国内の公立図書館を取り巻く環境		ご意見は、参考とさせていただきます。 現在のコロナ禍の影響については、当然、配慮すべきものと認識しております。本計画では、当面の期間のコロナ禍に対する取り組みの考え方として、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の「3.4.新しい生活様式と展望」の中で示しております。
1	1	1章	1	1.2.本計画策定の経緯 『上尾市図書館に関するアンケート調査』に ついて		ご意見は、参考とさせていただきます。
1:	2 –	1章	1	1 計画の書屋	P1.(1.1.)の文末に、以下の「」内の文章を挿入します。 「こうした国内の公立図書館を取り巻く環境を考慮し、第3次上尾市図書館サービス計画においても、地域や利 用者の知る権利を保障し、学習機会を求める声に応え、可能な限り多角的な情報サービスを展開していく必要 があります。」 (理由) (1.1.)で公立図書館を取り巻く環境について言及していることから、同じ公立図書館である上尾市図書館に求 められる責務についても言及したほうがよいと考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、『公立図書館の任務と目標』(1989年,日本図書館協会図書館政策特別委員会)を踏まえてのものだと思われます。これは、公立図書館の運営における基本理念と認識しており、本計画では、第2章においてこの趣旨を包含しているものと考えております。
1:	3 –	1章	1	1.計画の背景 1.2.本計画策定の経緯	第2次サービス計画では「新図書館計画の見直し」という大きな転換がありました。計画が変更された原因を分析することなしに第3次計画は立てられないはずです。なぜならまた同じことを繰り返すことになるからです。第2次サービス計画に対する市民コメント(21人から意見数95件)の中には新図書館建設に関係する意見が28件ありました。このとき意見を出した市民を含めて、市民と意見交流が必要でした。ところが、今後の方向性についてあらためて考える必要性を強く認識した、その結果は市民3000人を無作為抽出で選定したアンケート調査です。有効回答数971人です。無作為抽出アンケートを必要と認識したと書かれています。どうしてそのような方法になったのか、その理由を知りたいです。	新図書館の見直しについて、様々なご意見があることは認識しております。本計画の推進に当たっては、市民 の意見を聞く場を設けることも必要であると考えております。また、今回のアンケートの調査方法については、 公立図書館の立場を鑑み、利用者だけでなく、利用されない方も含めた総括的な市民意見の把握が必要との
(1)		1章	2	1.計画の背景 1.2.本計画策定の経緯	『上尾市図書館の今後の在り方について』の脚注5に、以下の「」内の文章とURLを加筆します。あるいは、文末の参考資料の前に答申の全文を掲載します(その場合は脚注に明記)。「詳細は図書館HP および本計画 P8 を参照。 URL=http://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/65471.pdf」 (理由) 『上尾市図書館の今後の在り方について(以下、『在り方』)』を未読の人への情報提供が必要です。P8に[2.1.「今後の在り方」を踏まえて]の項があるので、「本計画P8を参照」と付記します。文末に答申全文を掲載するのが最善ですが、頁数の関係で難しいということであれば、脚注のみ加筆でもよいと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 『上尾市図書館の今後の在り方について』(答申)は、本計画の基本方針の根幹となる部分であることから、より分かり易いものにしたいと考えております。
11	5) –	1章	2	2.計画の位置づけ 項目名称について	P2.[2.計画の位置づけ]という節の文言を、[2.計画の趣旨]or [2.計画の性格]or[2.計画の位置づけ等]に変更します。 (理由) 節[2.計画の位置づけ]の中に、項として「2.1.計画の位置づけ」という同じ文言が使用されており、そのほかに「2.2.計画期間」と「2.3.計画の構成」があることから、2.1.~2.3.までを包含した文言を使用したほうがよいと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
16	) -	1章		2.計画の位置づけ 2.1.計画の位置づけ 文末	P2.[2.1.計画の位置づけ]の中で示されている「関連する市の諸計画」の内、『行財政3か年実施計画』と『(脚注7)上尾市個別施設管理実施計画』、さらに『上尾市行政改革大綱・実施計画』のそれぞれについては、図書館に係わる部分についてだけでも、説明があったほうが良いと思います。具体的には、『計画案』の巻末 i 頁の考育資料の前頁に「上尾市付法計画(図書館関連部分抜粋)」を起こし、それを i 頁とします。かつ、前記3つの計画を A でれに脚注を付し、「巻末 i 頁参照」とします。 とれを i 頁とします。かつ、前記3の計画を A でれに脚注を付し、「巻まの参考資料の前回に「上尾市付し、「巻まの参考資料の前に新たにページを起こし、3つの計画の内、図書館に関心を寄せているとしても、上記3つの計画も合わせて目を通している図書館利用者や市民は、極めて少数であろうと推測します。そこで、巻末の参考資料の前に新たにページを起こし、3つの計画の内、図書館に関わる部分だけでも説明することが必要であると考えます。その場合のポイントを次に挙げます。 『行財政3か年実施計画』については、現在公表されているのは「書中では、「のみです。今和3年度になせ予算額が2,300万円増となるのかについて、簡単に説明すると良いのではないでしょうか。 『上尾市個別施設管理実施計画』については、「マネジメントの方向性」(P1-13)において、(一多第次行 で、(公民館)の委託化)検討結果の遂行、〇本館・機能の移転更新及び拡充。残存建築物は用途転用、〇分館・(公民館)の委託化)検討結果の遂行、〇本館・機能の移転更新及び拡充。残存建築物は用途転用、公分館・(公民館)の書書学)所在施設の遺標所中年数を目途に統廃合・再配置とあり、行程概要にも同様の記述があります。 これらは市図書館にとって大変重要な計画であり、しかも、具体的に動きが求められる第2期は2021(令和3)年度からとなっています。これらのことについては、「進捗管理シート」により毎年度の進捗状況が公表されているほか、上足市行政改革大綱・実施計画川については、「進捗管理シート」により毎年度の進捗状況公表されているほか、上に、「上尾市行政改革大綱・実施計画」については、「進捗管理シート」により毎年度の進捗状況公表されているほか、上に「上尾市行政改革大綱・実施計画」については、「進歩管理シート」により毎年度の進捗状況公表されている。 「上尾市行政改革大綱・実施計画」については、「進歩管理シート」により毎年度の進捗状況公表されているのからにより開き入たった。「表明であると表に、と関しており、では、日書を書を作っているが、多様で効率的なサービス提供のため、民間事業者等への指定管理者制度のの第2とては、民間事業者等への指定管理者制度の数が記録されていまが、と思います)。 ただし、「『計画案』では、アフに「上尾市図書館の案として掲げられて記明された。」によいで記述は、一次に、「と表明では、「当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、」」と表現しています。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 関連する市の諸計画における図書館の取り扱いについては、ご指摘のとおりです。計画書の内容が複雑にならない範囲で表現を工夫します。
17	-	1章	3	3.上尾市図書館の現状と課題	現状項目の内容が抽象的で具体性に欠けます。特に貸出統計のこの五年間のデータを示さないと、事実の裏付けの無いイメージだけの議論になります。データ中心にしましょう。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘のとおり事実の裏付けは重要と認識しております。本計画の統計的な数値は、統計資料である上尾市 図書館要覧を基に作成しており、基本的には、ご指摘の内容も当該資料により確認できるものと考えておりま す。
18	_	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題(全般)	P3.(3.1.サービスの現状と課題)の(1)~(5)それぞれについて、『図書館法(「法」)』および『図書館の設置及び運営上の望ましい基準(以下、『基準』)』のどの条項あるいは対応箇所等を示します。(例)(1)図書館資料の収集・組織化・排架・保存(=「法」第3条1・2)(理由) P2 に「本計画は、『図書館法』や『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』などに基づき…」とあることから、『法』や『基準』と対応させていけば、上尾市図書館におけるサービスの課題が浮かび上がってくると考えられます(できれば、『法』第3条の奉仕全てについて検証することが求められます)。たとえば、『法』第3条7に「時事に関する情報及び参考資料の紹介、提供」がありますが、上尾図書館のサービスとして具現化しているかの検証が求められます(例:新型コロナウイルスに関する情報を、特設コーナーに展示するなどの取り組み)も考えられます。また、『法』第3条9の「学校、…(略)…と緊密に連絡し、協力すること」について、『計画案』での記述が不足しているように思えます。	に応じて適宜示すなどの対応をしていきたいと考えております。
19	_	1章	3	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1)図書館資料の収集・組織化・排架・保存 ※ご意見ではP6他	図書館資料の組織化(p6)、レファレンスサービスを今後の図書館の中心的サービスとして職員体制を強化 (p7)との記載がある一方、p14では、司書有資格者または専門的知識を持った職員の配属については、現行制度の中で可能な限り対応するとの記載があります。上記組織化及びレファレンスサービスを中心的にするためには、専門性・経験性を有する職員の配置が必須かと考えますが、P14の記載内容は具体性の担保が乏しく、根拠づけとしては弱いと思います。p14については、もう少し具体的な記述が必要であると考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館に関する専門性を有する司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、 地方公共団体における人事行政の方針などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。本計 画では、これを前提としてサービスの方向性を示しております。
20	-	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1)図書館資料の収集・組織化・排架・保存 「書架スペースの確保が難しく」	第2次計画でも同様な問題が指摘されていたが、何らの解決策も見受けられない。図書館施設に限定するなら 改修するなり増築する必要があるが、図書館施設に限定しなければスペースはあるのではないか。閉架なら小 中学校の空き教室などのリフォームで書架スペースを確保することも検討する価値はある。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘いただいた箇所は、主に分館の閲覧に供する開架スペースに関する課題についての記載ですが、本計画を推進する中で、より良い環境整備を行っていきたいと考えております。
21	_	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1)図書館資料の収集・組織化・排架・保存 「郷土資料や」	郷土資料などには、貸出禁止資料・図書があります。デジタル化することで多くの人の眼に触れるはずです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 郷土資料のデジタル化の有効性は認識しており、著作権法はじめとする法令、その他指針等に配慮しながら本計画において推進を図りたいと考えております。

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
2:	2 –	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1)貸出・返却・閲覧	広域利用に関する協定を結んでいるが、有効に活用できているとは思えない。相変わらずリクエストは窓口まで行かなければならない。ネットの相互乗り入れが出来れば、広域利用の活用は格段に増すであろう。予約・リクエストの7割以上がネットを利用しているのだから。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画を推進する中で、サービスの充実を図りたいと考えております。
2	3 -	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (3)予約・リクエスト	リクエストについては、1人年間何冊までとの決まりがあるのか?だが、1~2冊にするべきである。市民のごくご く一部の人しか利用していない図書館であり、税金である。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館の資料提供サービスについては、様々なご意見があると認識しております。本計画を推進する中で、利用者にとってより良いサービスとなるよう努めたいと考えております。
2	4 –	1章	5	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (4)情報サービス	1項目目「…このため、広報やサービスの利用案内、窓口の設置など、…」を、以下の文言に訂正します。「…減少傾向にあります。しかしながら、図書館利用者のための「情報リテラシー」教育も、上尾市図書館の責務であると捉え、広報やサービスの利用案内、本館に現在設置しているレファレンスのためのコーナーに職員を常置するなど、…」 (理由) 上尾市図書館は教育機関であり、利用者に向けて「情報リテラシー」を獲得かつ向上させることも、図書館の重要な責務であると考えます。具体的には、まず、現在常時空席になっている「レファレンスのためのコーナー(カウンター脇の資料案内のための机)」に職員(委託職員以外)を常置し、利用者との接点を創り出していく必要があるのではないでしょうか。なお、「情報リテラシー」獲得の問題は、3項目目のデジタルデバイドの前に「情報リテラシーの獲得と同時に」という文言を挿入してもよいのではないかと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 情報サービスを扱う図書館として、第3章「3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援」の「3.7.情報活用能力向上 支援」を掲げていることも踏まえた表現をとしたいと考えております。
(2)	<u> </u>	1章	5	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 脚注14	回答制限が設けている」を「回答制限を設けている」または「回答制限が設けられている」に訂正すべきであると考えます。 理由) 国語的な表現の誤りだと思われます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において修正します。
2	6 –	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (4)情報サービス インターネットの活用〜公衆無線LANの未 整備	今後、5年間で全館(公衆無線LANの)整備希望。格差解消を進めて欲しいです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、10年後の将来像を見据えた、前期5年の図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的方針 との位置付であり、計画を推進する中で、調査・研究を進めていきたいと考えております。
2	7 –	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題		ご意見は、参考とさせていただきます。 現時点では、本館を含めた新たな施設等の整備計画はありませんが、施設等の老朽化は課題として認識しております。このことについて、本計画では、市の公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいくものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
2	3 -	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	老朽化による建物、設備の劣化及び耐震強度などが心配です。市民の納める税金のムダ使いをしないように 適切な使い方をして下さい。本館及び分館の思い切ったリニューアルないしは建替えが、図書館のサービスと しては第一優先課題かと思います。本館の場所は上尾の中心、ヘンだと思います。大切に大事にしてもらいた いと思います。	施設の耐震については、耐震診断の結果等を踏まえ必要とされる措置を講じておりますが、施設等の老朽化
2	9 –	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題	司書の有資格者は 14 名とあるが、有資格者はいるが司書はいないと聞いたことがある。少なくとも図書館長は司書有資格者ではないようです。図書館の専門職である司書の扱いに疑問を感じます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご意見にある「司書はいない」とは、市の制度上の職名を指してのものと思われます。司書の配置は、法令上 の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案し て決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員 をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていきたいと考えております。
30	) –	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	築30年以上とありますが、その程度で老朽化と嘆くのは贅沢も良いとこ、喜ぶのは建築業者だけです。長持ちを心がけ、我慢しましょう。	ご意見は、参考とさせていただきます。 施設の老朽化に対するご意見は様々であると認識しております。このことについて、本計画では、市の公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組むものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
3	<b>)</b> –	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	1項目目「…しづらい箇所も散見されます。」に続いて、次の文章を加筆します。「なお、これらのことについては『上尾市個別施設管理実施計画』において、「本館⇒機能の移転更新及び拡充。残存建築物は用途転用、分館・(公民館)図書室⇒所在施設の目標耐用年数を目途に統廃合・再配置」が提言されています。」(理由) 上尾市図書館、とりわけ本館については、職員・利用者ともに「本館の施設は何とかならないか」という思いを抱いているのではないか。『計画案』において「本館を含めた施設については、こうあるべきだ」という具体像を示すのは様々な事情から困難だと思われますが、『上尾市個別施設管理実施計画』からの提言を示すことで、「本館は移転し、残存施設は用途転用」という流れを強調することは可能だと思われます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 関連する市の諸計画については、表現を工夫して記述します。

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
32	-	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	本館、分館、公民館図書室、それぞれの役割について、第3次図書館計画には書かれていません。行政的視点だけでは、行政改革大綱や公共施設等統合管理計画との関連で、施設の存在そのものが脅かされます。市民サービスのために必要な役割を担っていることを市民の要求に合わせて、共同して作り上げることが必要だと思います。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の「3.2.施設の現状と課題」において、役割について記載しているものと考えております。
33	-	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題	図書館の職員には、専門的な対応が求められます。そのため人材の確保と育成が重要です。司書資格を持たない方が勤務しているのが実態です。司書資格を有する方に図書館運営を任せるよう、条例を変えてもらいたい。また図書館資料や設備更新などの投資が必要かどうかを判断できるよう市民への説明を行うべきです。他市と比較した資料が必要です。	ご意見は、参考とさせていただきます。 なお、司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人 事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の 中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていきたいと考えております。
34	_	1章		3.上尾市図書館の現状と課題 3.4.新しい生活様式と展望	電子書籍を必要とし活用できる市民の人数、また視覚障害者や外国人向けサービスを必要としている市民の人数を調査して、結果を公表すべきです。 ここには書いてありませんが、公衆無線LANは本館、分館、公民館には必要です。少なくとも上尾市のホームページを閲覧できる機能を図書館には備えるべきです。できない市民がいたら講習会を行うべきです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 電子書籍や公衆無線LANは、いずれも様々なサービスへの展開が期待でき、現在の社会情勢を鑑みても前向 きに検討すべきものと考えております。また、本計画では、ご指摘の支援については、第3章「3.基本方針Ⅲ 市 民の学びと活動の支援」の「3.7.情報活用能力支援」において掲げております。
35	-	1章	6-7	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題	以下のように書き換えます。「上尾市の職員の種類・職名の現状(参照:「上尾市職員の種類及び職名に関する規則」)から、上尾市図書館の職員は、『法』第4条に規定される専門的職員である「司書」・「司書補」は配置されていません。その一方で、令和3年3月末時点で、館長を含め正規職員15名、会計年度任用職員12名の合計27名で、このうち司書有資格者は14名となっています。また、『基準』において「司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」とされている館長については、現状では司書有資格者ではありません。しかしながら、職員は『法』第3条4に示されているとおり、図書館サービスにおいては、高度なレファレンスサービスや『著作権法』など専門的な対応が求められるケースも多く、知識や技能の向上に向けた取り組みが必要です。」(理由) 『計画案』が『法』や『基準』などに基づいて作成されているのであれば、上尾市図書館には、職名としての「司書」・「司書補」はいないということを対外的に明らかにしたうえで、様々な取り組みをする必要があります。その意味で、市議会での質問(司書は何人いるか)に対して、司書有資格者数を示すのは、正確性に欠ける答弁だとも言えます。『法』第4条では、「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」「司書は、図書館の専門的事務に従事する」と明確に謳われています。このことを押さえたうえで、「『法』で定める意味での専門的職員はいないが、それに出来るだけ近づくように図書館奉仕に取り組んでいます」と言うほうが、利用者や市民からの理解を得るのではないでしょうか。	
36	) –	1章	6-7	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題 3項目目	一番上(3.3の 3項目目)を以下のように訂正します。「上尾市図書館のカウンター業務等一部奉仕外部委託については、平成18年の駅前分館開設と同時にカウンター業務を民間委託したのを皮切りに、現在は本館・分館とも民間委託しています。開館時間の拡大など市民サービスの向上に努めてきましたが、図書館職員と利用者との直接的な接点は…(以下『計画案』と同じ)」(理由)『上尾市図書館要覧 令和2年度』2 頁には、「平成 18 年1月 上尾駅前分館を開設し、カウンター業務を民間委託」との記述があることから、「平成19年から民間委託しており…」は誤りであると思われます。また、『計画案』では、「窓口業務」という言葉を使用していますが、「窓口業務」では意味が伝わりにくいので、「カウンター業務等一部奉仕外部委託」という表現を提案します。さらに、「利用者との直接的な接点は…」という文言は、誰と利用者との直接的な接点なのかが不明確なので、「図書館職員」という文言を挿入したほうがよいと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 民間委託に関する記述は、趣旨として本館を含む図書館網全体を意図したものでしたが、ご指摘のとおり上尾
37	_	1章	6-7 9	1章 3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題 本館をはじめ~老朽化による建物、設備の 劣化 3.4.新し生活様式と展望 将来像である基本的機能…居心地の良い 空間づくり 第2章 2.基本方針 ②基本方針IV 時代に合わせた環境整備 アンケートによる進むべき方向性 気軽さ、居心地、身近、第3の居場所	限られたスペースと予算でどう進めていくのか?各館お金のかからないリノベーションの提案を地域住民(特に若い人)に提案してもらう。建物が古くても、耐震があれば活用してあたたかみのある空間の演出を図れると思います。 商業施設の空いているスペースを学生の勉強場所に。	ご意見は、参考とさせていただきます。 施設の老朽化に対するご意見は様々であると認識しております。このことについて、本計画では、市の公共施 設マネジメントとの整合性を図りながら取り組むものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
38	ı	2章	8	2.基本方針 2.2.基本方針 ②基本方針 I 図書館の基本的機能の充 実	成果を挙げている事業について引き続き推進とあるが、どのような事業が有り、どのように成果を上げているのか。第3次計画だけでは情報がなく、コメントしようがない。	ご意見は、参考とさせていただきます。 事業の成果については、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の中で触れております。より詳しくは、年度ごとに発行する統計資料である「上尾市図書館要覧」や年度の事業、計画の進捗管理状況など図書館のホームページでもご確認いただけます。
39	-	2章	9	2.基本方針 2.2.基本方針 ◎基本方針 I 多様なニーズに応えるサー ビスの提供	専門性が高い分野の情報ニーズとは何を差すのか。全体的に抽象的で具体性に欠けるきらいがある。	ご意見は、参考とさせていただきます。 基本方針は、包括的な表現となっており、具体的な対象については、第3章サービス計画項目の中で挙げております。

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
40	_	2章	9	2.基本方針 2.2.基本方針 ◎基本方針IV 時代に合わせた環境整備 ※ご意見ではP5,P12		ご意見は、参考とさせていただきます。 「サードプレイス」のイメージは、文中及び脚注に示しているとおりです。図書館が「気軽に立ち寄れる」「居心地の良い空間」「身近にある」場所となることで、利用者の皆様に「第3の居場所」として認識していただけるものと考えております。
41	-	2章	8-9	2.基本方針 2.2.基本方針	今後の在り方について(答申)」の4つの柱の一つである「収集」の中の「(1) 資料や情報の収集等、基本的機能の充実」を参照したと思われます。 「図書館資料の収集等」について、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』では、「収集方	ご意見は、参考とさせていただきます。 「司書」に対する考え方に基づく、ご意見の一つとして取り扱わせていただきます。「司書」を職名として採用するかどうかや、その配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。現行制度の中では、司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置し、その専門知識を利用者サービスに役立てることが、重要であると思われます。
42	_	3章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.運営の現状と課題	民間委託は良いですが、現場を見れば、市民の利用度合と比べたら過剰人数体制です。 運営費4億3千万円を減らし書籍購入に当てましょう。肝心の図書購入費が明記されていないのは少なすぎて 恥ずかしいからですか、単なる書き忘れですか?	ご意見は、参考とさせていただきます。 民間委託は、良質な図書館サービスを提供するための効率的かつ効果的な運営手法として、選択肢の一つであると認識しております。本計画を推進する中で、より良い運営方法について議論を重ねていきたいと考えております。
43	_	3章	10	1.基本方針 I 図書館の基本的機能の充実 1.4.閲覧	雑誌は本館に集中設置することが必要と考えるが、「芸術新潮」は現在本館には置かれていないので改善を求めます。	図書館の資料収集に関するご要望の一つとさせていただきます。
44	-	3章	10	1.基本方針 I 図書館の基本的機能の充実 1.3.貸出	非来館型サービスとして有望な電子書籍とあるが、その前に貸出禁止資料のデジタル化を希望する。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館資料のデジタル化については、著作権法をはじめとする法令、その他指針等に配慮し、対応可能かどうか含めて調査・研究を進めていきたいと考えております。
45	-	3章	10	1.基本方針 I 図書館の基本機能の充実 1.3.貸出	自動貸出機・自動返却機などICT設備の導入とありますが、費用対効果や総コストを説明してから導入し、おもちゃにならないように。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画を推進する中で、コストは重要な要素であり、合理的に判断する必要があると認識しております。
46	_	3章	10	1.基本方針 I 図書館の基本機能の充実 1.2.図書館資料の組織化	これは大変ありがたいと思っています。以前、口頭で閉架図書も含め分類ごとにできるようにして欲しいと話したが、日本十進分類法から探せることになり、上尾市図書館内の旅を楽しんでいます。担当者の方、本当に有難うございました。	図書館資料の検索性の向上は、利用者サービスに繋がるものとして図書館職員及びスタッフが常に心がけている点であり、本計画の推進においても、さらなる利便性向上に努めていきたいと考えております。
47	_	3章	11	1.基本方針 I 図書館の基本機能の充実 1.5.予約・リクエスト	WEB予約の推進を一層高める、とありますが、「どうやって」、「どの位の値へ」が抜けています。書いてください。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。当該項目はサービスの方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、第4章「1.計画の進行管理」における年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
48	_	3章		2.基本方針 II 多様なニーズに対応する サービスの提供 2.1.レファレンスサービス	(理田)   本帝日書D4で学されたが、四方の帝にかっていて、よっとり、呪の「! コーレンファール・リニ映号/天行映号	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。当該項目はサービスの方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、第4章「1.計画の進行管理」における年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
49		3章	16	3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援 3.7.情報活用能力向上支援	く方向性>の文章の後に、次の文を加筆します。 「また、利用者の「情報リテラシー」獲得と向上のための講座等を開催するよう努めます。」 (理由) 上尾市図書館は教育機関であることから、利用者の「情報リテラシー」を獲得かつ向上させることも、図書館の重要な責務であると考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 ご指摘の内容は、同項目の要素の一つとして含まれていると考えておりますが、より分かり易い表現を工夫し たいと考えております。

N	0. 部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
	50 —	3章	16	3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援 3.8.ボランティア活動 ※ご意見ではP13	ボランティア活動の支援の記載がある一方、市民との協働についての記載も必要ではないでしょうか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、市民との協働を念頭に、図書館としてボランティア活動を支援する役割を進めていきたいと考えております。
	51 —	3章	17	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備	第2次図書館サービス計画で新図書館(本館)建設として上平公園西側が予定として明記されていたが、計画中断以降の変更について今回計画で提言されていない。	ご意見は、参考とさせていただきます。 新図書館計画の見直し伴う第2次上尾市図書館サービス計画の改訂の中で、建設予定地に関する記述について削除しております。当該土地の活用については、現在、上平地区複合施設検討委員会で複合施設の基本構想の検討が進められております。
	52 –	3章	17	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備	現本館は建築後40年経過と老朽化しており、再建が急務であると考える。全市民の利便性を考え、現在地の建て替えか、新立地を見つけて、建物の容積・構造を検討するのでなくて個別サービスを出しても、順が逆になると考える。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本館の老朽化は課題であると認識しております。しかしながら、ご指摘の箇所は、市内の各分館・公民館図書 室を含めた環境整備という観点での記述であり、本計画では、各施設の現状を踏まえながら、将来に向けて適 切に取り組む必要があると考えております。
	53 —	3章	17	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 4.4.施設・設備	現在、2脚設置されている戸外の遍照院側の2~3脚増設して欲しい(本館)。特に、土・日・祭日での需要が高いため。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本館の施設・設備に関する環境整備のご要望の一つとさせていただきます。
	54 —	3章	17	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 4.4.施設・設備	現在はないが、小説談話室の設置を求めます。本館2階の対面朗読室の未使用時間の開放や同1階の子供部屋の一部を仕切り、又は時間を定めて開放する。稼働率の向上により、需要が満たされる。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本来の目的を損なうことなく運用可能かどうか見極める必要があり、本館の施設・設備に関する環境整備のご 要望の一つとさせていただきます。
	55 —	3章	17	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 4.1.学習活動環境の整備	学習席の増設は大歓迎します。コロナ禍でもソファなど追加して頑張ったと思います。でも、老人のイスより中高生の学習席を優先しましょう。そして、今は何席、五年後に何席増設にという目標を書いてください。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。当該項目はサービスの方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、第4章「1.計画の進行管理」における年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
	56 —	3章	17	3.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 4.4.施設・設備 ※ご意見ではP14	施設整備のみでなく、図書館への交通手段の確保についての記述が必要と考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、利用者の来館の利便性への配慮についてのものと認識しましたが、「交通手段の確保」は図書館サービスとは趣旨が異なると思われます。本計画では、図書館サービスの視点から、全域サービスの展開とこれを支える図書館網の整理が来館の利便性向上につながる方向性であると考えております。
	57 —	3章	17	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 4.1.学習活動環境の整備 学習スペース等	課題を年度ごとに取り組むにあたり、まず、若い人への学習、居場所スペースを実現して欲しいです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 将来の社会の担い手である若者を支援することは重要であると認識しており、本計画を推進する中で、実現で きるよう努めます。
	58 —	3章	18	4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 新たな項目を追加 4.6.(仮)他図書館に学ぶ		   ご意見は、参考とさせていただきます。   図書館の運営に関する調査・研究については、第3章「4.基本方針IV 時代に合わせた環境整備」の「4.2.運営」
	59 —	3章	18	3.基本方針IV 時代に合わせた環境整備 4.4.安全管理 ※ご意見ではP15	今回のコロナ禍のような感染症対策に関する記載も必要と考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、コロナ禍の経験を踏まえ、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の「3.4.新しい生活様式と展望」 において、当面の期間のコロナ禍に対する取り組みの考え方を示しております。また、非常事態による被害防 止の観点としては、「4.5.安全管理」に方向性を示しており、具体的な取り組みとしては、第4章「1.計画の進行管 理」の年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
	60 –	3章	_	サービス計画項目全般	多くの項目が抽象的な言葉で述べられているが、全て出来るわけではない。プライオリティを付けてメリハリの ある計画にするべき。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。進行管理については、第4章「1.計画の進行管理」の年度ごとに事業計画の中で、優先順位を意識して進めていきたいと考えております。

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
61	-	3章	15-16	3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援 全般	(ヘブロ)はアの大例)現在、カヤ子似に配置されている図書品又抜具に同じての妨修で夫成文派寺を元夫され、 から一大の歌のにすぬし ターはの四妻命一羽になれていませず	ご意見は、参考とさせていただきます。 学校への支援や連携については、上尾市図書館において子どもの読書活動支援センターが担っております。 本計画では、第3章「3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動支援」の「3.4.子どもの読書活動支援」が該当し、「第3次 上尾市子どもの読書活動推進計画」に沿って、同センターの活動を進めてまいります。
62	_	4章	19	計画の推進体制全般	行財政計画等との連携を図るなら、市民の評価を直接とるべきです。モニタリングのやり方はさまざまあります。無作為アンケートより、利用している市民と直接対話し、意見交流を図ることをお願いしたいと考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 市民意見の収集方法には様々な手法があります。無作為抽出によるアンケートは、公立図書館の立場を鑑み、利用者だけでなく、利用されない方も含めた総括的な市民意見の把握が必要との判断によるものです。利用に関するモニタリングを目的とする場合には、実利用者に向けたアンケートを実施するとともに、意見交流も図っていきたいと考えております。
63	_	4章		1.計画の進行管理 2.運営状況の評価	第2次サービス計画では、図書館協議会の委員構成を5年後までの目標として、公募委員を含めた委員構成にする。…としてあるが、実施されましたか。最近の協議会を見るに、出席率・意見内容を見るに、公募委員複数名の参入を行った方が効果的と考える。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館協議会の委員については、現在まで公募の実績はありません。同協議会は、本計画において第三者評価を担う重要な役割であると認識しており、引き続き法令その他の基準などを踏まえながら、より良い構成となるよう検討していきます。
64	) –	資料	i	参考資料	リンク設定できる資料にはリンクを張って欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。
65	) –	資料	ii – iii	用語解説「司書」	*23「司書」について、以下のように訂正します。 用語の「司書」⇒「司書・司書補」に、意味は「図書館法4条および5条によれば、司書とは、図書館の専門的事務に従事する専門的職員であり、司書補は、司書の職務を助けるとされています。」 理由) 正確を期すためです。 *用語に「装備」を加え、意味を解説します。 (理由) 「除籍」はありますが、「装備」は見当たらないため。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。